

# ロック、ブラックストーン、そして Power of Correction

—近代イギリスにおける家族・市民社会・  
国家と教育 研究序説(その2)—

教育哲学・教育史研究室 寺 崎 弘 昭

## John Locke, William Blackstone and the Power of Correction

Hiroaki TERASAKI

In this paper, the writer has attempted to clarify the relations between the family, the school and punishment (prison), by studying Locke's modern social and educational theory.

The parent's power over his child included [the power of 'restraint and *correction*']. This parent's power of *correction* was delegated to the tutor. The modern punishment was the restraint of freedom, and was executed in the House of *Correction*, an archetype of prison. (It was the regeneration of the House of *Correction* that Locke proposed as a Commissioner of Trade and Plantations in 1697.)

Accordingly, the same power which took the form of '*Correction*' was exercised in the parent-child relation, the teacher-pupil relation and the gaoler-prisoner relation. This was a tacit premise of John Locke. Locke's "Some Thoughts concerning Education" (1693) was based on and suspended by the concept of '*Correction*'.

Then, the writer has attempted to point out the same situation by studying Blackstone's "Commentaries on the Laws of England, Book I" (1765). Blackstone discussed the Power of *Correction* of the parent over his child, of the tutor or the schoolmaster over his pupil and of the gaoler over his prisoner (I. Hawk. P.C. 130).

'Education is the power', Paul Ricour once said. We must clarify the form of power.

### 目 次

はじめに

- I ジョン・ロックにおける家族・学校・刑罰
- II ロック『教育論』の楨榊としての Correction
- III ブラックストーン『英法積義』における Power of Correction

おわりに

### はじめに

われわれは前稿(その1)<sup>1)</sup>において、ジョン・ロック『政府二論』(1690)を検討し、その最後の局面で、国家権力の犯罪者に対する自由刑と親の子どもに対する権力を規定する概念として図らずも同一の概念=correctionが措定されていることを指摘し得た。本稿第I・II章は、その少々急ぎ足で指摘した論点を、再びその論点に絞っ

てたんねんに整理し直し、同時に、検討されないまま課題として残されていたロック『教育に関する若干の考察』(1693, 以下『教育論』)における correction の位置および概念内容を確定する、という作業にあてられる。

あらかじめ解読作業のひとつの結論を仮設的に示せば、家族・学校・国家刑罰における権力の行使の型を表わす概念としての correction, と一言で言っておけばよいだろう。17世紀末のロックについての検討結果は、その限りではそのまま18世紀のイギリス法注釈者ウィリアム・ブラックストーンについても妥当することを、われわれは次に第III章で、彼の『英法積義』(1765)の検討を通して論証することになる。そこで重要な役割を果たすことになる概念は、Power of Correction なのである。

ここでわれわれは、先ほどわれわれの解読作業のひとつの仮設的結論として示した、家族・学校・国家刑罰に

における権力の行使の型を表わす概念としての correction, という命題を, ルイ・アルチュセールにならって次のように言い換えておこう。すなわち, 近代市民社会理論の原型 (Urtypus) において刑罰的 ARE・学校的 AIE・家族的 AIE における力 (power) の行使の型 (form) の同型性が存すること, と。つまり, それら 3 つの ARE ならびに AIE において力が行使される, その型を表わす概念として奇しくも同一の概念=correction が近代市民社会理論の原型において措定されていたのだ, と。

周知のようにアルチュセールは, 「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」(1970) において再生産を問題にし, それを生産諸力 (労働力, 生産手段) の再生産と生産諸関係の再生産とに分けて論じた。その途上で彼は, 次のような注目すべき命題を提示した。

生産諸関係の再生産は, 大部分, 国家装置 [AE] における, つまり一方における国家の抑圧装置 [ARE] と, 他方における国家のイデオロギー装置 [AIE] における国家権力の行使によって保障されている<sup>3)</sup>。(傍点・角括弧は以下, 断わらない限り筆者。)

この引用で注目すべきは, 生産諸関係の再生産という論理レベルで教会・家族・学校などの国家のイデオロギー装置 (Appareils Idéologiques d'Etat: AIE) が論じられているということではない。アルチュセールが再生産を生産諸力の再生産と生産諸関係の再生産とに形式的に分けて後者のレベルに AIE を充てたことは事実であるが, しかし, 家族・学校は生産諸関係の再生産の機能のみを担うものであると理解するならば, それはまさにこの彼の論文の中で彼自身によって否定されてしまうことになるのである。繁雑だが二つの例をあげておこう。一つは, アルチュセールが労働力の再生産を論じた場面で, 「労働力の特殊技能の再生産は, …次第に生産現場の外で, すなわち資本主義的学校制度によって……保障される傾向…にある<sup>3)</sup>。」と論じた部分である。ここで彼がイメージしているのは, たとえば徒弟制から資本主義的学校へという変化である。そうであれば, AIE のひとつである学校は労働力の再生産の論理レベルでも登場せねばならないことは自明である。二つめは, 彼が註の中で次のように述べている部分である。「家族は明らかに国家のイデオロギー装置とは別の機能を果している<sup>4)</sup>。」なぜか。続けて述べる。「家族は労働力の再生産に介入する<sup>4)</sup>。」と。すなわち, 資本主義的社会構成体における支配的な AIE たる学校・家族——近代において「学校=家族という組合せが, 教会=家族という組合せにとって代わった<sup>5)</sup>」——は, それ自体の機能としては, 労働力の再生産(彼によれば, したがって生産諸力の再生産)をも含ん

でいる。このアルチュセールの“混乱”を混乱としないためには, とりわけ生産諸関係の再生産の論理レベルに照準して学校や家族を論じる時, 学校的 AIE (AIE scolaire)・家族的 AIE (AIE familial) という用語が登場するにすぎない, と理解するしかないだろう。だがわれわれはそもそも, 生産諸関係の再生産とのみ関連させて AIE を位置づけようとする発想をとらない。

先のアルチュセールの命題で注目すべきは, したがって, 上述の事柄ではない。注目すべきは, 第一に, 国家権力 (Pouvoir d'Etat) と国家装置 (Appareil d'Etat: AE) とが区別されたこと, 第二に, 国家装置 (AE) の中に国家の抑圧装置 (Appareil Répressif d'Etat: ARE) だけでなく国家のイデオロギー装置 (AIE) が含まれたこと, そして第三に, 一たん区別された国家権力と国家装置との関係が, 国家権力が国家装置において行使されると定式化されたこと, 以上の三点である。これによってわれわれは, 家族・学校という場における権力の問題<sup>6)</sup>——それを家族・学校という場における形成力の問題につなげて<sup>7)</sup>——を, 力 (power) が関係・場において行使されるという事態として把握する契機を得ることになるのである。(正当にもかかつてポール・リクールは, 「教育は, 教育者にとって, 彼が行使する一つの力である<sup>8)</sup>。」と述べた。)

考えてみると, われわれはおうおうにして, 国家権力を刑務所・軍隊・官僚機構などの ARE と等置してきたのではなかったか。だが, 権力 (power) は力 (power) である。力が眼に見えるものとしてある, とは誰も考えまい。権力は国家装置とは当然にも区別されて論じられねばならない。そして, <私的>な場として現象する家族をも国家装置に含めた上で, 家族と権力との関係が主題化されねばならない。国家権力は, そのような家族をも含めた国家装置において行使される。力は, それが行使されることにおいて, その行使のされ型において把握されるのである。

ここに至ってわれわれは, ミシェル・フーコーの設定領域, プロブレマティークに入りこむことになる。なぜなら, 力 (権力) を「力の型」として把握しようとしたのが, 他ならぬフーコーその人だったからである。

フーコー自ら英文で書いた論文「主体と権力 (The Subject and Power)」前半部 (1982) を, 彼はこの20年間の自らの研究を振り返ることから始めている。そこで総括されたことは, これまでの仕事の目標は「権力現象 (phenomena of power) を分析することでも, その分析の基礎を築くことでもなかった。私の目的は, そうではなくて, 私たちの文化において人間が主体化され (=服

従を強いられ) ているさまざまな様式 (modes) の歴史を構想することであった<sup>9)</sup>。』、ということに尽きる。だが、「人間主体が生産関係や象徴関係 (relations of signification) の中に置かれる一方、複雑きわまる権力関係 (power relations) の中に等しく置かれてもいる<sup>10)</sup>」のであれば、どうしても「権力関係の新しいエコノミー<sup>11)</sup>」が必要とされるとフーコーは言う。それは、「権力のさまざまな型 (different forms of power) に対する抵抗の形態を出発点とするものである<sup>12)</sup>」。そうした抵抗としては、「女を支配する男の権力への、子どもを支配する親の権力への、精神病を支配する精神医学への、人口を支配する医学への、人々の生き方を支配する管理体制への抵抗<sup>13)</sup>」が例として示される。そしてこれらの抵抗について「要約すると、これらの闘争における主目標とは、『しかじかの』権力制度 (institution of power) なり集団なりエリートなり階級というよりも、権力の技法であり、権力の型 (form of power) なのである<sup>14)</sup>。』

この権力の型は、個人をカテゴライズする日常生活それ自体に関わり、個人の個別性 (individuality) を刻印し、アイデンティティを与え、自分にもまた他人からもそれと認められなければならない真理の法を強い<sup>サブジェクト</sup>る。それは個人を主体化する権力の型である。主体という語には二つの意味がある。操作と依存によって他者に服従していることと、良心や自己認識によって自らのアイデンティティに結びつけられていることである。どちらの意味も、従属させ服従させる権力の型を示している<sup>15)</sup>。

「権力関係の新しいエコノミー」の関心は、権力諸制度ではなく、それらを通して存在するこのような「権力の型」にあるのである。

もちろん、フーコーがこれまで権力を問題にしてこなかったわけではない。『監視と処罰——監獄の誕生』(1975)における disciplinary power<sup>16)</sup>、『知への意志——性の歴史1』(1976)における bio-power、あるいは postoral power (牧人司祭型権力)<sup>17)</sup>。こうした蓄積の上に「権力関係の新しいエコノミー」を改めて構想しようとした時、フーコーが登場させたもの、それが「権力の型」なる概念だったのである。

こうしてわれわれは、アルチュセールとフーコーに依りつつ、「権力の行使の型」なる概念を使用することにしよう。この概念はおそらく、秋永雄一氏がブルデュー／パスロンを論じつつ、次のように述べたことと関心において通底しているであろう。

労働力商品としての価値の大きさや体制維持のイデオロギーとしての内容の問題はとりあえず不問に付

し、「能力」という概念や「イデオロギー」という概念を生み出し、さらに、それらへのとらわれという現象を生み出す固有の作用を指して、彼らは「《シンボリックな暴力》の行使」と呼んだのだと筆者は解釈する<sup>18)</sup>。(傍点・原文)

この氏のブルデュー分析は、

ヒトとヒト、あるいはヒトとモノでもよい、その関係のあり方のなかに「教育的」と表現される固有の関係のあり方があるはずである。それを、かつて正木正は「感化」ということばによってしか表現し得ない事態としてとらえたが、そこから認識の営為を開始すること、これが本稿においてとる立場である<sup>19)</sup>。

といった、人と人との関係の一部としての教育関係を純粋にそれとして抽出し分析しようとする立場を徹底した結果である。

われわれもまた、教育関係を純粋に抽出し分析することを意図して「型」という語を使う。いかなる教育も行使される力なのであるから、教育関係は関係において行使される力の型として把握 (begreifen——概念化) される。ただわれわれは、ブルデューのようにその力を《シンボリックな暴力》と限定する必要はとりあえずない。AIE において力が行使されると定式化したアルチュセールの射程には、AIE が限界点においては象徴的な抑圧 (répression symbolique) として機能する<sup>20)</sup>、という論点が含まれていたのである。われわれにとっては、とりあえずアルチュセール(そしてフーコー)で充分である。

人は、プーランツァスにならって言うかもしれない。アルチュセール以上に、AIE と ARE、諸 AIE どちらの諸矛盾をいっそう強調する必要があるのではないか<sup>21)</sup>、と。あるいは、フーコーの「権力遍在論」にあっては、あらゆる人間関係に内在する力の関係が即権力であり、それら権力の葛藤・衝突の構造およびそれにもとづく結晶化の構造を示すこと、まさにその肝心なところが閑却されるではないか<sup>22)</sup>、と。われわれもまたそのような批判を共有するであろう。しかしアルチュセールについて言えば、さしあたっては、「ARE の働きと AIE の働きとの間に明白な、あるいは隠された、さまざまのきわめて微妙な結合が織りなされている<sup>23)</sup>」という指摘を権力の行使の型という視点で深める作業が未だ着手されていない段階では、先ずそれから具体的な素材を通して始めていかねばならないだろう。

## I ジョン・ロックにおける家族・学校・刑罰

イギリス名誉革命体制のイデオログ、ジョン・ロ

ク (John Locke, 1632~1704) は、ロバート・フィルマー批判としての『政府二論 (Two Treatises of Government)』(1690)において、家族構成員中の自由なパースンの所有者を自然で絶対的な父権から解放し、形式的に自由な同意主体として定立した。すなわち、「アダムは彼の家族の父・王・主人であり、子と家族に属する者と召使いあるいは奴隷は、最初の一つの同じものであった。父は、彼の子らや召使いたちを処分し売る権力をもっていた<sup>24)</sup>。」と、ローマの familia と patria potestas を念頭におきつつ父の自然でかつ絶対的な権力から王権の自然性・絶対性・恒久性を主張したフィルマーに対して、ロックは、先ずそのイメージすべき「家族」から奴隷を放逐し、そして成人した子供・妻・召使いを形式的に自由な同意主体として自然で絶対的な父権から解放したのである。

これによって、家族構成員中の理性的存在は自らのプロパティ(「生命・自由および資産」Ⅱ. §123)に自ら責任をもつ自立した主体として形式的には設定され、家族はそのような主体の契約・同意によって形成されることになり、旧来の絶対的父権は崩壊した。だが、この家族形成理論の転換あるいは(家族が人為的に形成されねばならないものとする発想が「家族形成理論」ということばの中に潜んでいると考えるならば)成立はロックにあっては、家族の長たる父への家族構成員の服従という事実を説明する説明原理の転換にすぎないと意識されていたのであって、同意理論を基礎とする家族形成理論をもって直ちに、解放された<主体>とその特立した<主体>が形成する家族というイメージに結びつけるのは早計である。ロックが意図したことは、服従という事実の説明原理の転換であり、その同意理論を基礎とする家族形成理論は彼の市民社会(=国家)形成理論とのアナロジーで考えられているものであった。この点について一言すれば、ロックがフィルマーの<家族⇒国家>アナロジーに対決したかのように見えることをもって、人はロックが<家族⇒国家>アナロジーそのものを解体したかのように言うが、しかし、もしロックの意図がそうだとすればロックの意図を裏切って、ロックにおいて<家族⇒国家>アナロジーは「政治的権力」という新たなレベルにおいて成立したのである。

ロックの市民社会形成理論にみられる同意理論の本質とは何であったか。それは、既存の体制への服従の前提に明示・黙示の同意が存在することを指摘し、超立憲的抵抗権を留保するためのものであった。すなわち、臣民(Subject=主体)が国王に服従しているという事実を、臣民の同意を形式的な前提として説明することによっ

て、なんとか超立憲的抵抗権を留保しておくこと、これがロックの同意理論の本質である。したがって、臣民=主体は論理的前提として形式的に設定されるが、事実においては、臣民=主体の国王への服従が念頭に置かれて叙述は進められる。そして、このような臣民=主体の同意を前提とした権力が、「政治的権力」(「その起源はただ契約と協定、協同体を構成する人々の相互の同意のみにある。」Ⅱ. §171)と呼ばれるのである。

家族もまた、このような同意理論によって形成される。事実においてロックが念頭に置いているのは、父への服従という事実である。この父・夫・主人への服従という事実を、自発的服従として、したがって、形式的に自由な同意主体(=臣民)の明示・黙示の同意を前提に説明し直すこと、これがロックの家族形成理論であった。この形式的に自由な主体の解放(=主体化・臣民化)が事実としての服従を説明する前提として論理化されることこそが、まさに「政治的解放」なのであり、その「政治的解放」は国家と家族とに同様に適用されたのである。

それ故、自由なパースンの所有者=理性的存在について、<家族⇒国家>アナロジーは、フィルマーのように「専制的権力」というレベルではなく、ロックにおいては、「政治的権力」というレベルで、つまり同意理論の貫徹というかたちで新たに再生させられたことになるのである。

しかし、それもあくまで理性的存在に関してであって、未成年の子どもあるいは精神病患者、犯罪者、奴隷といった非理性的存在に関してまでも、それらを形式的にであれ自由な同意主体として設定し得たわけではない。それらは、非理性的存在であるが故に、理性的存在の場合と異なり最初から何らかの権力に服するものとして論理化されることになる。

奴隷・犯罪者・精神病患者・子どもは、各々次のような権力に服するものとされる。

- ①奴隷 ← 専制的権力
  - ②犯罪者 ← 政治的権力
  - ③精神病患者
  - ④子ども
- ) ← 親権(父権)

われわれが中心的に考察せねばならないのは、子どもの場合、したがって親権(parental power)である。

親権について、ロックはさまざまな言い換えを『政府二論』で行なっている。曰く、「教育権(right of tuition)」(Ⅱ. §67),「命令権(power of commanding)」(Ⅱ. §69),「養育(nourishment and education)」(Ⅱ. §67),「命令懲罰の権力(power of commanding and chastising)」

(II. §67), 「拘束や懲治 (restraint and correction)」(II. §68), 「しつけ・規律 (discipline)」(II. §67), 「帝権 (empire)」(II. §65)。それが権力 (power) であることに疑いの余地はないが、その要諦は何か。第II巻65節を引用しよう。

彼〔父〕のその子らに対する支配権は一時的のものであり、その生命や財産には及ばないのである。それは、子どもたちの未成年時代の弱さ不完全さの助けであり、その教育に必要な規律であるにすぎない。……彼の権力は、彼らの生命あるいは彼らが自分の勤労でか他人の恩恵かによって得た財貨にまで及ばないのである。

また彼らが一度分別ある年齢に達して〔子供になって〕解放された時には、彼らの自由にも及ばないのである。父親の帝権はその時終わりをづけ、その後は他の何人の自由に対してもそうであると同じように、彼の息子の自由を手をつけることができない。

この引用から明白なことは、子どもに対する親の権力は子どものプロパティ (生命・自由・資産) の一部たる自由に対する権力であるということ、そしてその権力さえも子どもが子供となるや消滅し、「父親の権力は子供のプロパティまで及ぶことは全くない」(II. §170) ということである。

このような自由に対する権力としての親権が正当化されるのは、次のような理由による。長くなるが、第II巻58節から引用しよう。

そこで両親がその子どもたちに対してもっている権力は自分の子孫が不完全な子どもの状態である間、彼らの世話をするという、その負わされた義務から生ずるのである。まだ無知な幼年時代 (Nonage) の精神を教え、その行動を支配することは、理性 (reason) がこれにとって代わり、子どもたちがこのような煩わしさを脱するようになるまでの間は、子どもたちの必要とするところであり、かつ両親の義務である。何故なら自分の行動を導くべき知性 (understanding) を人に与えたところの神は、人が服従している法の限界内で、あたかもこの知性に本来属するものとして、意志の自由 (freedom of will) と行為の自由 (liberty of acting) とを許したのだから。しかしながら、彼が自分の意志を導くべき自分自身の知性をもたない状態にいる間は、彼は従うべき自分の意志をもたないはずである。彼に代わって知性を働かす者が、また彼に代わって意志せざるを得ない。その者は彼の意志を指図し、彼の行為を規律せざるを得ない。

つまり、知性もしくは理性をもたないということは意志

ももたないということのはずであり、子どもに代わって知性を働かす者が意志するのは当然だ、というわけである。「子どもは自分自身の知性をもつにいたるまでは、彼を支配している父の権原、父の知性によって自由なのである」(II. §61)。

ところで、この子どもに対する親権は、奴隷に対する専制的権力とは異質のものである。奴隷に対する権力とは、奴隷その人の生命のみに対する支配権である (II. §178, 182)。この点ですでに、親権が子どもの自由に対する支配権であるということと異なっている。さらに、奴隷はその生命に及ぶ支配権に服することによって、その生命が生み出す資産・財貨などをも同一の支配権に服さしめることになるのであって、結局奴隷その人は一切のプロパティを喪失した存在である。このプロパティ一切を喪失した存在に対する権力が、専制的権力と呼ばれるのである (II. §174)。この点でも、親権とは異質である。さきの引用で明らかのように、親権は子どもが「自分の勤労でか他人の恩恵かによって得た財貨にまで及ばない」(II. §65)。それ故、子どもは一切のプロパティを喪失した存在ではなく、したがって、子どもに対する権力は奴隷に対する権力 (= 専制的権力) と同様のものではあり得ない。子どもの自由に対する支配権 = 親権力というロックの規定は、子どもの生命に対する権力 (= 子殺しの権力) と子どもの資産に対する権力 (= 財産処分権) とを排除するものであり、われわれはこれ以上、子どもと奴隷とを、あるいは親権と専制的権力とを比較することに拘わる必要はないであろう。

では、親権と政治的権力とを比較考量してみるとどうか。政治的権力とは、「法を作り、かつ財産・自由・身体・生命に関する刑罰を以てそれを強制する権力」(II. §69) である。われわれが、この政治的権力のうちで考えようとしているものは、犯罪者に対する刑罰権である。それは、「財産・自由・身体・生命に関する刑罰」と分節化されているものである。これらは、プロパティのひとつひとつに対応する刑罰であって、各々、財産刑・自由刑・身体刑・死刑に対応している。このうち自由刑とは、理性否認者たる犯罪者の自由に対する刑罰であり、してみると、子どもの自由に対する親権 (= 命令懲罰権) と同様の規定であると言えまいか。実は親権の執行とは自由刑の執行の謂ではないか、という予想は当然たてられるべきものである。

自由刑は、自由の剝奪であり、自由の剝奪それ自体が刑罰としての意味をもち得るという点では、まさに近代的と言いうる刑罰である。事実、近代以降の刑罰においては自由刑が支配的なものとなった。近代以前において

は、牢獄・穴倉への収監があったとしても、それはそれ自身が刑罰としての意味をもったのではなく、鞭打ち等の身体刑あるいは死刑に向けて予備的・一時的にそのような処置がとられたか、それ自体が身体刑・死刑として意味づけられていたかであった。

自由刑は監禁刑である。ミッセル・フーコーが『監視と処罰——監獄の誕生』（1975）で鮮明なイメージに表現したように、近代において、華々しい儀式としての身体刑は徐々に監禁刑にとって代わられていった。監禁刑の場としての監獄の誕生こそは、近代の一樣相を鮮かに象徴するものであった。そして、近代自由刑とは、単に自由を剝奪するだけでなく自由を剝奪した上で人間自然を社会的に無害あるいは有益なものに造り替え(reform)しようとするものであった。近代において、人間の自由に対する権力は同時に、その人間の造り替えを志向する権力なのである。理性否認者＝犯罪者は、自由刑という名の下に、すなわち監禁の下で、理性を否認せざる者へと造り替えられる。監獄は、近代において、刑罰という社会的意味の担い手として登場し、そして支配的実態へと自らを普遍化した。その監禁のもとで、収容者の懲治(correction)・矯正(reformation)がいわば純粋培養的に精緻化されていったのが、近代の歴史なのである。

滝川幸辰氏が、彼の「近代的自由刑の誕生<sup>25)</sup>」と題した論文で、アムステルダムの懲治監(Zuchthaus, Tuchthuis)をとりあげて論じたように、オランダのアムステルダム懲治監が一般に刑罰史の中で、近代自由刑の成立を画するものとされてきた。この懲治監は、1596年に初めての被拘禁者12名を収容した男子部門(Rasphuis)と1597年に開設された女子部門(Spinhuis)、及び1603年に「上品な」家庭の子弟を収容するために開設された特別部門(Het separate Tuchthuis)によって構成されていた。主に乞食・浮浪者など怠惰な者を収容し、そこで労働を通じて勤勉な性格へと矯正することが、この施設の目的であった。Rasphuisと呼ばれたのは、そこで染料の原料となる木屑を木を挽いて(Rasp)つくるという作業が課されるのを表示しており、また Spinhuis もそこで織り物がなされることを表示していた。また、これは主に特別部門に関わることであるが、両親その他の親族の委託によって拘禁される者たちもいたことは重要な点であろう。

しかしイギリスに関して言えば、このアムステルダム懲治監より以前に、懲治監は成立していた。1553年にエドワード6世によってロンドン市に下賜されたブライドウェル(Bridewell)は、その後1557年までには、懲治監(House of Correction)となり、浮浪者・無許可の乞食など怠惰な者を収容し労働を強制することによって勤勉

な性格へと懲治・矯正するための施設の代名詞とさえなった。そしてこれをモデルにして、懲治監建設の気運が広まり、1562年オックスフォード、1565年ノーウィッチ、1569年より以前にグロースター、1569年イプスウィッチ、1575年チェスターなどと、アムステルダム懲治監設立以前にイギリスに少なくとも21の懲治監が存在したと言われている<sup>26)</sup>。また、1578年に設立されたウィンチェスター懲治監には「両親もしくは主人は、彼らの無法な子どももしくは怠惰な召使いを懲治(correction)のために送ることができた<sup>27)</sup>」。この例のように、アムステルダム懲治監と同様、親・親方の懲戒(correction)権を懲治監に委託することは、ウィンチェスター以外の懲治監でもなされ得ることであった。

こうしてわれわれは、近代自由刑の内実懲治(correction)があることを確かめた。近代自由刑の成立を画するもの、それは懲治監(House of Correction)だったのである。

さきに、親権の執行とは自由刑の執行ではないか、と問うたことを想起しよう。その問いは、それら両者が共に自由に対する権力である、ということによっていた。そしてわれわれはここに至って、もう一点追加しよう。それらは共に、懲治(correction)という力の行使の型を有するのだ、と。親権は、「拘束や懲治(restraint and correction)」(II. §68)の権力なのである。

だがいまだ、われわれは、ロックが自由刑あるいは懲治監について直接言及していることを検討していない。そもそもロックは、『政府二論』で親権の規定として「懲治」を使用し、あるいは後述するように『教育論』で「懲治」を使用する際に、これまでわれわれが述べてきた自由刑や懲治監について知っていた上で使用したのだろうか。ロックの親権規定における懲治と自由刑としての懲治監との意外な相等に納得し得たとしても、ロック自身が懲治監を念頭に置いて correction という文字を書き得たというのは確かだろうか。

その疑問に答えよう。確かにロックは、懲治監(House of Correction)を知りつつ correction という文字を書きつけたのである。ロックが貿易・植民地委員会の委員として、1697年、委員会に提出した救貧法改正に関する報告<sup>28)</sup>(いわゆる『労働学校案』)に、そのことは明らかである。

これまでこの報告は、『労働学校案』と呼び慣らされていることにわかるように、教育史研究においては、報告の後半部分にある4～14歳の子どもを収容する労働学校(working school)に関心が集中されてきたために、不十分な取り扱いしか受けてこなかったように思われ

る。だが実は前半部に懲治監についての記述があるのであって、そこで、われわれの観点からこれを読み直しておく必要がある。

報告は、貧民の増加と救貧税の増大という弊害を除去することを目的としている。「この弊害は、食料不足からでも、貧民の雇傭不足からでも進行してきたのではない。」「訓練のゆるみと作法の墮落」、つまり「悪徳と怠惰」こそが、弊害の原因なのである。自分自身を自分自身の労働によって扶養できるにもかかわらず、「仕事をすることができないから乞食かそれより悪いものによってのみ生活ができる」というのは「口実」にすぎない。このような「他人の労働に依存した」怠惰な浮浪者を、より効果的に拘束するための立法化が必要である。そこで登場するのが、懲治監 (House of Correction) である。遺憾ながら、現在の懲治監の多くは「懲治と矯正 (correction and reformation)」という懲治監の真の機能から踏み外しているが、いま一度懲治監はその真の機能を回復せねばならない。内陸諸州で通行証を持たずに乞食をしている者は、年齢に関係なく近くの懲治監に送られ、そこで3年間のきつい労働を課せられる。治安判事は「収容者の態度を厳格に評価する。そして、もし頑固 (stubborn) で、そこでの訓練によっては一つも改善 (mend) していないならば、治安判事はその者に懲治監にもっと滞り、厳しい訓練を受けるように命令する。それで、懲治監を出るときには必ず、改善 (amendment) したという明らかな証拠——改善は彼がそこに送られた目的である——を示すであろう」。

かくて、ロックが懲治監を知っていたところか、懲治監の真の機能＝「懲治と矯正」を回復し、貧民の増加と救貧費の増大に対する対策として積極的に懲治監を位置づけようとしていたこと、は明らかである。そして労働学校も、この懲治監と同一の機能を果すものとして考えられているのである。あまり引用されることのない二つの箇所を、この際引用しておこう。

もし、14歳以下の少年が自分の住んでいる教区外で乞食をしているのを見つげられた場合、彼らは近くの労働学校 (working school) に送られ、そこでたたか鞭打たれ、(もしその教区から5マイル以内の距離であれば)、夕方まで仕事をさせられる。……他方、彼らが乞食をしているのを捕えられたところから5マイル以上離れたところに住んでいる場合、彼らは近くの懲治監 (house of correction) に送られ、そこで6週間とそれ以降に開かれる裁判までの間、仕事をさせられる。

彼ら〔乞食を許可された者〕のうち一人でも許され

た時間外、もしくは教区外で乞食をしているのを逮捕されたならば、たとえ同一の都市内であっても、彼らはもし14歳以下である場合、鞭をうたれるべく労働学校へ送られる。もし彼らが15歳以上である場合は懲治監に送られ、それから6週間目以降に初めて開かれる巡回裁判までの間、そこに収容される。

これら二つの引用は、程度の差こそあれ、労働学校と懲治監とが、鞭打ちをも含めた懲治という一つの機能を共有していることを示している。そもそも労働学校も、4歳から14歳までの子どもたちを収容し<sup>29)</sup>、早くから仕事に慣れさせて、「まじめで勤勉な」性格を形成するためのものであったが、それは懲治と矯正の場として位置づけられていたのである。

以上述べてきたことを総括すれば、ロックにおいて、子どもに対する親権の執行とは自由刑の執行であるということ、そして自由刑の執行とはその内実を懲治という親権力あるいは国家権力の行使の型の顕現にもつということ、この2点を明らかにし得たと言えよう。つまり、懲治 (correction) という権力の行使の型を表現する概念を媒介にして、家族的 AIE と刑罰的 ARE における力 (power) の行使の型の同型性が指摘され得るのである。

この指摘とのからみで一言言及されておかねばならないのは、「ロックにおける教育の二重性」とでも表現されるロック教育思想に関わる通念である。この「教育の二重性」というロック教育思想理解は、端的には、ブルジョアの自己教育思想の表出としての『教育論』(『政府二論』における親権の具体相が展開されたもの)と大衆教育思想としての『労働学校案』とがロックにおいて分裂している、とするものである。この限りにおいては、まさにその通りである。そして、実際、『教育論』がその教育の場として想定しているものが家庭(私)であり、他方『労働学校』は公的施設であるという点でも、「教育の二重性」という把握は妥当であるかのようにみえる。しかし、『教育論』と『労働学校案』との内容に立ち入って、かつ親—子ども関係、国家—子ども関係、つまりは親・国家の子どもに対する構えそのものを問題とした場合、それが二重教育論という把握ですまされるかどうか、甚だ疑問となるであろう。われわれは、その点でむしろ、私と公とのみかけの上での切断にとらわれず、そのようなみかけの下で秘かに進行する私と公における権力行使の型の同型性、という把握を敢えて強調しようとするのである。

家族(私)—国家(公)の形式的切断、それを人は「政治的解放」と呼び、私人と公民への分裂と呼ぶかもしれない。ロックの政治理論も、フィルマーの〈家族⇒国

家>アナロジーに対するものとして、その切断を意図するものと把握されてきた。その把握に異を唱える必要はないし、またできない。しかしながら、その切断はあくまで形式的切断なのであって、同時に、そのみかけの下に新たな<家族⇒国家>アナロジーが秘かに進行しているという事態を捉えそこなうならば、われわれは「政治的解放」の意味もまたわがものとしそこなうであろう。

そのような企図から、われわれは、家族的 AIE と刑罰的 ARE とにおいて懲治という権力行使の型が共有されている、ということ指摘してきたのであった。だがわれわれの頭初の目的ははまだ達成されていない。はじめに提示したように、われわれの目的は、この家族・刑罰に加えて、学校的 AIE も含めた3つの諸装置において懲治という力の行使の型が貫徹されていること、この仮説を論証することにある。

ロックにおいて学校的 AIE を吟味するということ、あるいはロックにおいて、教師—子ども関係を吟味するということは、とりもなおさず家庭教師—子ども関係を吟味するということである。ロックにおいては、家庭教師は tutor であり、tutor はまた後見人という意味でも使用されているから、その権力の大きさは自ずと想像されよう。そして、家庭教師は、『教育論』88節冒頭において、「父親代わり (in the Father's place)」の位置にあると規定されている<sup>30)</sup>。この規定は、「親代わり (in loco parentis)」とほぼ同等であり、『政府二論』第Ⅱ巻69節において父権が「譲渡される (alienable)」としたことに対応する事柄である。

ロックにあっては、親権としての教育権 (rights of tuition) は家庭教師 (tutor) に譲渡され、家庭教師は「父親代わり」として子どもに対するのである。してみると、とりあえず、われわれが親権ないしは父権について考察した事柄は、そのまま家庭教師について妥当することになる。したがって、家族・学校・刑罰という諸装置において懲治という権力行使の型が貫徹している、ということがひとまず言えることになる。

だがこれは、親権が譲渡・委託されたものとして近代学校を捉えるという捉え方から言えることなのであって、近代公教育の成立をむしろ治安維持対策の流れに見、国家刑罰権の流入として捉える捉え方から考えた場合どうなるだろうか。実際、親権の譲渡されたものとして学校を捉えるとしても、字句に拘われば、譲渡される (alienable) とは疎外される (alienable) ことなのであって、学校は親権の疎外態としてそれ自体物神的存在へと化すであろう。そして、現実の公教育は、やはり、治安維持対策とのからみで成立するのである<sup>31)</sup>。そのこと

は、1833年7月30日、ペンタマイト J・A・ローバック (Roebuck) が、国民教育制度の必要を下院において訴える際に、「どんな警察・処罰システムも……採られるべき手段の一部として教育を採用することなしには完全ではあり得ない<sup>32)</sup>。」と述べ、教育を犯罪問題対策の一環として位置づけたことにもうかがえよう。この治安維持対策のからみで近代学校を捉えようとする捉え方は、ロックに即して言えば、『教育論』の系譜ではなく、『労働学校案』の系譜に現実の公教育があるとするところにつながると言えよう。

このように現実の公教育の成立を『労働学校案』の延長上に捉える場合でも、やはり、家族・学校・刑罰において懲治 (correction) という力の行使の型が貫徹している、という図式は成立することになる。治安維持対策を目的とした『労働学校案』こそは、既に明らかにしたごとく、典型的に言えば懲治の館 (House of Correction) の設立を訴えていたのであった。労働学校も、そしてもちろん懲治監も、「懲治と矯正」の場として積極的に位置づけられていた、それが『労働学校案』だったのだからである。

## Ⅱ ロック『教育論』の槓桿としての Correction

家族・学校・刑罰というそれぞれ異なったレベルあるいは場において、力が行使される型を表わす概念として懲治 (Correction) という一つの概念を、主として『政府二論』分析を通して、抽出し得ることを前章で論証してきたわれわれは、さらに、ロック教育論のメインと目されている『教育に関する若干の考察 (Some Thoughts concerning Education)』(1693, 以下『教育論』) 分析を通して、『教育論』の根幹にそれを支えるものとして懲治 (Correction) なる概念を抽出し得ることを明らかにしようと思う<sup>33)</sup>。家庭教育論たる『教育論』は、『政府二論』でロックが示した親権 (parental power, 実父権 paternal power) 把握なくなく教育権 (rights of tuition) の具体相を論じ展開したものであり、したがって、教育権に伴うものとされた「命令懲罰権 (power of commanding and chastising)」(Ⅱ. §67) あるいは「拘束や懲治 (restraint and correction)」(Ⅱ. §68) の権力が『教育論』の中にも顕現してくることは、当然予想されることである。本章の課題は、そのような当然の予想を『教育論』分析をもって確認しつつ、『教育論』の槓桿としての懲治 (Correction) という権力行使の型そのものの分析の端緒を切り開くことである。

ジョン・ロックの『教育論』と聞いて、人はどのよう



な教育論を思い浮かべるのだろうか。ジャン・ジャック・ルソーのロック教育論批判から、説得あるいは「論証 (Reasoning)」 (§81) による教育を思い浮かべるのだろうか。ここでは、これまでのロック教育論に関する理解を斟酌している余裕はない。ただ、「鍛練主義的教育論」ともしてロック『教育論』を把握したとしても、まさかそのロック『教育論』において鞭打ちが賛美されている箇所があるとは、おそらくおおかたの人は予想しないだろう<sup>34)</sup>。懲治という概念が罰 (Punishment) や鞭打ちと並行して使用されている事実に鑑みて、われわれは、鞭打ちについての議論から『教育論』を切開していくことにしよう。

鞭打ちが賛美されている箇所とは、第78節のことである。長くなるが引用する。

しかし、思うに、そのために子どもが打た (Beat) れるのが当然な一つでしかも唯一の過ちがあります。それは、強情 (Obstinacy), すなわち反抗 (Rebellion) です。そしてこの場合にもまた、できることなら、鞭打たれるという恥かしさ (the shame of the Whipping) が、罰の最大の部分であるべきで、その痛み (Pain) がそうであってはならないようにしておきたいものです。間違ったことをして懲罰 (Chastisement) に値いすることの恥かしさが、徳につきものの唯一の真の拘束です。鞭 (Rod) の痛みは、もし恥かしさが伴わぬなら、すぐ消失し、忘れられ、慣れると早くその恐しさを失います……頑固 (Stubbornness), や強情な不従順 (Obstinate Disobedience) は力と打撃 (Force and Blows) で制圧 (master) されねばなりません。これに対しては、他に療法 (Remedy) がないのです。どんな特定のことをしろと子どもに命じようが、禁じようが、貴下は必ず自分の言うことを聞かせるようにしなければなりません。この場合に容赦しなければ、反抗はされないのです。

このように述べたあとで、ロックはひとつの例を出してくる。

わたくしの知り合いの、ある聡明で心やさしい母親 (prudent and kind Mother) は、こんな場合に、自分の小さな娘が、初めて乳母のもとから帰ってきたその朝、やむなく8回続げさまに鞭で打って、遂にその頑固さを押えつけ (master her Stubbonness), ごく当り前の重要でもない事柄にも従順になるようにしました。もし彼女がもっと早く中止して、7回鞭打ったところで止めていたなら、彼女は永久にその子どもを台なしに (spoil) したことでしょう。そして彼女の効きめのない打ち方で、ただその娘の不従順さを強めさせ

るだけで、後になってもなかなか治療 (cure) できぬものにしたことでしょう。しかし彼女はその娘の精神を屈服させ (bend her Mind), その意志を素直にさせる (supple her will) まで、これが懲治と懲罰の唯一の目的 (the only end of Correction and Chastisement) なのですが、賢明にもやり通して、彼女は最初の機会に完全に自分の権威を確立 (establish her Authority) し、以後ずっと、彼女の娘はあらゆる事柄に唯々諾々とよく従ったのです。

この第78節からの引用に、ロック『教育論』の基礎の基本骨格はしっかりと示されている、とわれわれは断言してよい。そのことを、これから順を追って説き明かしていこうと思う。本章の課題は、この第78節を読み解くことである、と言ってよいほどなのである。

そもそも、ロック『教育論』をいわば教育論たらしめている基底は、親がその権威を子どもの上に確立していることである。この親の権威の確立というテーマは、『教育論』を支えるものであると同時に、また『教育論』そのものの目的とも言えるものであり、『教育論』のそこかしこに見え隠れするテーマであるが、ここでは第40節を引用することにする。それまでの叙述をうけて、ロックは次のようにまとめる。

したがって少しでも自分の子どもを支配 (govern) しようとする人たちは、子どもが非常に小さい間に始め、子どもが完全に両親の意志に従うように注意すべきです。子ども時代が過ぎても、貴下の息子が貴下に従順であることをお望みでしょうか。それなら、子どもが服従でき、誰の権力に自分は屈しているかを理解できるようになるとすぐ、必ず父親の権威を確立しなさい。もし彼に貴下を畏敬 (Awe) させようと望むなら、彼の幼児期にそれを刻印しなさい。そして彼が大人に近づくにつれて、もっと馴れ馴れしくすることを許しなさい。そうすると、彼が子どもの間は、彼を従順な臣下 (obedient subject) にしておき、(適切なことですが) 大人になったときには親愛なる友人にすることになりましょう。……自由と放縦は、子どもには決して良い結果を与えません。子どもには判断力 (Judgement) が欠けているので、束縛と規律 (Restraint and Discipline) が必要です。

この引用部分は、子ども時代が過ぎて子供になってもその子供に対して親への従順を希う親たちを、ロックが諷刺しているものではない。ロックは大真面目に、子どもが子供になっても親に従順であるようにするためには、子どものうちに、親の権威を確立し、両親の意志への完全な従属を形成しておくことが必要だ、と述べてい

るのである。そのことは続く第42節冒頭で、次のように述べていることからわかる。

貴下の権威を子全般に確立すること (Settling your Authority over your Children in general) についてはこれだけに止めます。恐怖と畏敬 (Fear and Awe) が子どもの精神に対する最初の権力 (the first Power over their Minds) を貴下に与えるべきであり、成人すれば、愛と友情 (Love and Friendship) がそれを保持すべきです。

子どもも子供も (Children in general) 親に従順でなければならない。親は子一般 (子ども+子供) に権威を確立していなければならない。そのためには、幼児期においてすでに、なるべく早期に、恐怖と畏敬によって子どもの精神に対する権力を確立し、そしてそれを保持せねばならない。成人してもその権力を保持するためには、子どもとは異なったやり方が必要だろう。恐怖と畏敬ではなく、愛と友情だ。「これと反対に権柄づくで厳格なのは、自らを導くだけの理性ある大人を扱う方法としては、まったく悪い方法です。自分の子どもが大きくなった時に、貴下を気ぶさぎなものに思わせ、ひそかに『お父さん、一体いつ死ぬ積もりなの』と心で呟かせる積もりだというなら話は別ですが。」 (§40) というわけである。

これら第40節および第42節から、われわれは、子どもの上に親の権威を確立するという『教育論』の主調音を聞くと同時に、それが子どもの精神 (Mind) に対する権力の確立と言われていること、そして親の意志 (Will) への完全な従属が言われていること、この二つのことに注意を喚起しておく必要がある。精神と意志、この二つ (もう一つ付け加えるなら、力) は、『教育論』において重要な位置を占めることになる概念である。

ところで、第78節の引用を改めて読むまで人は、ロックは鞭打ちを不適當なものだと言っていると、考えていたかもしれない。確かにたとえば第47節では、

懲罰 (Chastisement) と鞭 (Rod) による例のお座なりの手軽な方法は、家庭教師が誰しも知っており、あるいは少なくとも考えつく唯一の支配の手段ですが、教育で用いられるには何にもまして不適當なものです。

と述べており、また第52節でも、

鞭打ち (Beating), およびすべての他の種類の奴隷的身体的罰 (slavish and corporal Punishments) は、賢明で善良で純真な人間にさせたいという子どもの教育に用いるにふさわしい規律・訓練 (Discipline) ではありません。

と述べている。第50節での「こういう種類の奴隷的規律・訓練 (Slavish Discipline) は、奴隷的気質を生むものです。」という言説とともに、以上のロックの言明は一見まったく鞭打ちそれ自体の不使用を言明しているかのようにみえる、というのは確かなことである。しかし、すでに第78節で、7回鞭打ったのではなく果敢に8回鞭打ったことによってロックに賛嘆された「聡明で心やさしい母親」を知っているわれわれは、そのような一見した理解にとどまるわけにはもはやいかない。

われわれは、たとえば岩田朝一氏のように、「ロックは、奴隷的な身体的罰に代わるものとして評判の問題をとりあげるのである<sup>35)</sup>。」というように奴隷的身体的罰の否定から直ちに評判法による道德教育を論じ出すのではなく、評判法にもとづく教育論がいかなる事柄を前提に論じられているのかを読みとる必要があるのである。奴隷的身体的罰の否定と評判法にもとづく教育論とのあいだ、このあいだにあるものこそがいまのわれわれの関心を惹く。ロックは「奴隷的身体的罰」である限りにおいて鞭打ちは不適當だ、と言っているにすぎないのである。彼は、「鞭打ちの苦痛は不完全な治療<sup>36)</sup>作用しかない (Pain of Whipping will work but an imperfect Cure.)」 (§60) ということを、「奴隷的身体的罰」の不可といっているのである。苦痛 (Pain) = 身体的苦痛が治療効果をもつ、と考えられて行なわれる鞭打ちは、「奴隷的身体的罰」なのであり、そうでない鞭打ちは許されることになる。では、そうでない鞭打ちとは何か。

それに答える前に、「奴隷的身体的罰」でないような鞭打ちが、どのような場合に留保されていたのか、その問いに対して答えることから始めよう。それらの問いに対する答えは、実はすでに引用した第78節に明瞭に述べられていた。

鞭打ちは、「強情」・「反抗」・「頑固」・「強情な不従順」に対してなされる「唯一の療法」なのである<sup>37)</sup>。換言すれば「意志の強情さ (perverseness of the will)」 (§79) といえようそれらの諸性質は、まさに確立されるべき親の権威に真向から対抗するものと把握されていた。この意志の強情さ——ひるがえれば、『政府二論』第Ⅱ巻58節は、子どもは知性をもたないのであるから「従うべき自分の意志をもたないはずである。」と述べていた。その、意志をもたないはず、否もってはならない子どもが自らの意志をもって、しかも従属しない意志をもって立ち現われてくるのであるから——それは、「両親の意志への完全な従属」という『教育論』の前提を脅かすものである。したがってその場合には、「力と打撃」 (§78) によって制圧されねばならない。

しかし、ロックは「奴隸的身体的罰」を否定していた。だがそもそも、意志の強情さを変えることは、「奴隸的身体的罰」にはできないことなのでもある。意志の強情さに対する鞭打ちにおいては、「鞭打たれるという恥かしさ (Shame) が罰の最大の部分であるべきで、その痛み (Pain) がそうであってはならぬ」 (§78) のである。ここに身体的苦痛 (Pain) は恥 (Shame) によってとって代わられる。「鞭の痛みは、もし恥が伴わぬなら、すぐ消失し忘れられ、慣れると早くその恐しさを失なう」 (§78)。「懲罰に値いすることの恥かしさこそが、徳につきものの唯一の眞の拘束なのである」 (§78)。

このようにして、『教育論』の根幹を脅かす「意志の強情さ」に対する「唯一の療法」は、身体的苦痛ではなく恥に訴える鞭打ちである、というのが第78節にもとづく答えである。そして、この鞭打ちによって、意志の強情さを示していた子どもの「精神を屈服させ意志を素直にさせる」 (§78) のである。これこそが「懲治と懲罰の唯一の目的 (the only end of Correction and Chastisement)」 (§78) である、とロックは特記する。

われわれは、ロックの鞭打ちの意味づけにおいて、外面的 (身体的) 罰から内面的罰へという意味づけの転回が鮮かに行なわれていることを見逃してはならない。「意志の強情さ」という内面の問題を問題とする『教育論』は、親の権威の確立という『教育論』の根幹でありかつ目的でもあるものを脅かす問題だとその問題を捉えるや、内面的罰によって、精神と意志という内面を変革することに着手する。それが懲治 (Correction) なのである。こうして、懲治は『教育論』の根幹を構成する。そして、その上に、「子どもたちがしなくてはならぬことを全部スポーツ化しプレイ化する」「技術 (Art)」 (§63) などの体系たるいわゆる教育論が、『教育論』の中に展開されるのである。

われわれは、こうして、本章の当初の意図をはほぼ達成し、説き明かすべきは説き明かしたことになる。だがあと二点だけ、最後につけ加えておこうと思う。

第一は、以上述べてきた『教育論』における懲治と、前章で分析したいわゆる『労働学校案』における懲治と、それら二つのものの関連に関してである。『労働学校案』はまさに懲治の体系であるが、それは、「頑固な (stubborn)」貧民及びその子どもたちを対象としていたということによる、と考えられる。もう一度、その部分——懲治監 (House of Correction) についてロックが述べた部分——を引用してみよう。

治安判事は、収容者の態度を厳格に評価する。そして、もし頑固 (stubborn) で、そこでの訓練によって

は一つも改善 (mend) していないならば、治安判事は、その者に懲治監にもっと滞り、厳しい訓練を受けるように命令する。それで、懲治監を出るときには必ず、改善 (amendment) したという明らかな証拠——改善は彼がそこに送られた目的である——を示すであろう。

頑固さ (Stubbornness) は懲治 (Correction) の対象である。『教育論』においても、「聡明で心やさしい母親」は娘を8回続げざまに鞭で打って「頑固さ (Stubbornness) を制圧し」 (§78) た。もし鞭を惜しんでいたなら、子どもを台なしに (spoil) していただろう。「労働学校 (working school) に送られそこでまた鞭打たれる」のも、労働学校が、懲治監と同様「懲治と矯正 (correction and reformation)」の場であるからである。また『教育論』第87節で「怠惰」に対して鞭打ちが許されていることも、『労働学校案』と対応している。『労働学校案』こそは、「怠惰」を「勤勉」へと造り替える「懲治と矯正」のシステムだったのである。

しかも「改善 (amendment)」とは、懲治の目的＝「精神を屈服し、意志を素直にする」ことであり、それは、『教育論』第66節にある次のようなロックの人間と教育の関係についての把握と照応した概念である。

神は人間の精神 (Mind) に一定の性格 (Character) を刻印したのであって、その性格は人の姿 (Shape) のごとく少しは改善 (mend) することが多分できるでしょうが、まったく反対物に変形 (alter)・改造 (transform) することはほとんどできません。

第二は、懲治の目的である「改善」がこの第66節中の「改善」に照合しているのだとすれば、われわれはこれまで便宜上鞭打ちに関する議論から切り開いて懲治分析の端緒を見出そうとしてきたのであるが、必ずしも鞭打ちと懲治を等置する必要はない、ということである。ロックにとって、懲治を通して、精神と意志の「改善」がなされ、親の意志への子の完全な従属＝親の権威の確立という『教育論』の前提かつ目的が達成されるのならば、それでいいのであって、その方法が鞭打ち (内面的罰としての) でなければならないという理由はない。われわれはそこで、『教育論』第84節の冒頭の記事に着目する。

打つことは、子どもの懲治に使用される、最悪のしだがって最後の手段である。(Beating is the worst, and therefore the last Means to be used in the Correction of Children.)

内面的な罰としての鞭打ちといえども、やはり鞭打ちは、懲治にとって最悪の手段なのである。現代イギリス

において、鞭打ちを「最後の手段 (A Last Resrot)」としてさえも認めるかどうかということが問題になっている、ということについてはここでは触れまい。その点で言えば、ロックもまた「最後の手段」論者であることは確かである。だがここで注目すべきことは、ロックにおいて、懲治 (Correction) は鞭打ちを最後の手段として含みつつもそれを超えた概念である、ということである。しかも、懲治に含まれる鞭打ちとは、内面的罰へとその意味を転回させられた、内面的服従を求めるそれなのである。

ここに至ってわれわれは、鞭打ちに関するロックの議論を切り口にして開始した分析を超えて、懲治そのものを問題とする段へと達することになった。アルチュセールが、AREにおける権力の行使は限界点において暴力的に機能すると言ひ、あるいは、AIEにおける権力の行使は限界点において象徴的暴力として機能すると言っていたことを想起しよう<sup>38)</sup>。われわれは、ロックにおいて、まさに限界点において暴力を発動させる権力行使の型を表わす懲治という概念を見たのである。だがそれは、もちろん、限界点において暴力的なのであって懲治の総体が単なる暴力なのではない。

このことを念頭に置きつつ、われわれは次に、18世紀のイギリス法注釈書たるウィリアム・ブラックストーンの『英法積義』の検討に入ることにしよう。そこに、われわれは、Power of Correctionの法理が説き明かされており、そのCorrection把握が、鞭打ちというかたちに片寄っているとはいへ(それは裁判にもち込まれるということ自体の極限性からすれば当然とも言えよう)、これまでI、II章でロックに即して検討してきたことほとんどそのままであるという事実、を見出すであろう。

### III ブラックストーン『英法積義』における Power of Correction

われわれがこれまでジョン・ロックに即して指摘してきた、家族・学校・国家刑罰において懲治 (correction) という人に対する働きかけの型(力が行使される型)が同様にみられるという事態は、たんにジョン・ロックという思想家が実態とかけ離れたかたちで空虚に発した言説の中に見出されたものではない。たしかに言説は実態のひとつの解釈であり、そこに実態とはとりあえず切り離されて考えられるひとつの解釈パラダイムがあることに留意せねばならないのはもちろんだが、ロックの場合、その言説のパラダイムそのものもイギリス近代史の歴史的現実そのものなのであり、かつ実態を反映した言

説であることにとりわけ注目する必要がある。

ここで、われわれがウィリアム・ブラックストーン (William Blackstone, 1723-1780) の『英法積義 (Commentaries on the Laws of England)』第I巻(1765年)をとりあげるのは、ジョン・ロックにおける実態を反映させたひとつの実態解釈パラダイムが、18世紀イギリス近代法把握に貫流していることを示し、イギリス近代法制度史(さらには実態史)とジョン・ロックを架橋する位置にブラックストーンを位置づけようとするために他ならない。というのも、ブラックストーンの『英法積義』こそは、13世紀のブラクトン (Henry de Bracton, ?-1268) の『英法論』以降、ようやくにして出現した「システムをもった英法論=教科書<sup>39)</sup>」であり「19世紀における制定法による変容を受ける以前のイギリス近代法を反映している一つの典型<sup>40)</sup>」なのだからである。

ただしわれわれは、『英法積義』序論でブラックストーンが自然法を宣揚しているにもかかわらずその中に「自然法の最後のあがき」(J.C. フィンチ)が見えるという議論、つまりブラックストーンの中に法実証主義的側面を見、彼を自然法から法実証主義への境界に位置づけ得る<sup>41)</sup>、という議論についてはその指摘のみにとどめ、ブラックストーンの法体系そのものに関する議論にはいまは立ち入らないことにする。いまは、『英法積義』第I巻「人の権利 (Of the Rights of Persons)」中の、第14章「主人と召使い (Of Master and Servant)」・第15章「夫と妻 (Of Husband and Wife)」・第16章「親と子 (Of Parent and Child)」そして第17章「後見人と被後見人 (Of Guardian and Ward)」、総じてブラックストーンが「私的な oeconomic な関係における権利と義務 (rights and duties in private oeconomic relations)」(C., p. 410: 以下『英法積義』第I巻をC.と略して引用頁を付す。傍点: 原文イタリック)を考察するとして叙述した諸章を素材とし、とくに correction という概念に焦点を合わせて検討することにしよう。

「magistrates と人民の公的關係 (public relations of magistrates and people)」(C., p. 410: 傍点・原文イタリック)とブラックストーンが言うように、彼にあっては、「公的關係は支配関係とくに権力を有する magistrates と人民の間関係として表現される<sup>42)</sup>」。これに、「私的な oeconomic な関係」が対置される。この「oeconomic」に吉野悟氏が註記して「oeconomic な (=家の)<sup>43)</sup>」としているように、オイコス (oikos) に発する oeconomic な関係がブラックストーンにとって私的関係と把握されている。そして、このような意味での私的生活における三大関係としてブラックストーンが挙げる

のが、主人一召使い、夫一妻、親一子の関係であり、最後の親一子関係の補完物として、「技術的な親子関係の一種 (a kind of artificial parentage)」(C., p. 410) たる後見人—被後見人関係が設定され、それぞれが第14章以下で展開されることになるのである。

第14章「主人と召使い」で注目すべきは、＜私的家的関係＞の中に、家内雇傭の召使い以外の雇傭関係をも含まれていることである。すなわちブラックストーンは、イングランドには純粋な奴隷は存在し得ないとした上で (C., p. 411), 召使い (servant) を4種——「家内の召使い (menial servants)」・「徒弟 (apprentices)」・「家族の部分として家内に住まない日雇いあるいは週雇いの労働者 (labourers)」・「執事 (factors・baliffs)」(C., pp. 413-415) ——に分類する。この4種のうち、第3種の「家族の部分として家内に住まない……労働者 (labourers, who…do not live *intra moenia*, as part of the family)」をも含んで＜私的家的関係＞だと把握するその仕方は、吉野氏も指摘するとおり、「家経営のつよさ (oeconomics) を示すのであろう<sup>44)</sup>」。ロックの場合もまた、契約という事態を分水嶺として奴隷を巧妙に放逐した上で、奴隷とは厳格に区別される召使い (= 賃金労働者) をも家族の一員へと繰り入れた<sup>45)</sup>。ただし、ロックの場合には、「主人の家族の一員に加えられ、そこで普通行なわれている規律に服する」(II. §85) 労働者を考えているのであって、「家族の部分として家内に住まない」労働者への言及はない。だが、双方において、契約後の雇傭関係が＜私的家的関係＞という枠組みの中で考えられている、という事実はその背後に重いオイコス伝統を考えさせられるに充分である。

第15章「夫と妻」において、婚姻は徹底して「市民的契約 (civil contract)」(C., p. 421) と考えられている。したがって、一般的な当事者の契約能力が婚姻においても問題とされ、たとえば、「男子が14歳以下もしくは女子が12歳以下で結婚した場合、この結婚は不完全である。」(C., p. 424) ということになる。この場合、どちらかがその年齢に達した時に、離婚なしにその結婚を無効と宣言することができる。そもそも結婚そのものが不完全だったのだから、離婚などあり得ないのである。また婚姻 = 市民的契約観は、一方で、14歳もしくは12歳以降においても「子が解放され或いは親権力から脱するまでは、いかなる年齢においても、市民法は親もしくは後見人の同意を要求する」(C., p. 425) と言明することになる。

婚姻は、こうして、基本的にはあるが、ロックが「夫婦の社会は男と女の間任意の契約によってつくられる。」(II. §78) としたように、市民的契約として捉えら

れる。だがその契約は、その「結婚によって夫と妻は法的に一人格となる (By marriage, the husband and wife are one person in law.)」(C., p. 430)<sup>46)</sup> という結婚の結果として生起する事態を前提とした契約である。(ロックの場合にも、一たん婚姻という契約関係の中に入るや「最後の決定権すなわち支配権は……より有能でより強い男の方の手におかれる」II. §82。。「婦人の存在そのもの或いは法的存在は、結婚のあいだ保留 (suspend) されるか少なくとも夫のそれに合体・統合される」(C., p. 430)。これが、結婚の法的結果であり、それは妻の「保護と利益」(C., p. 433) のためにあるとされる。

そしてさらに、そのような結婚の法的結果には次のような事柄も含まれる、とブラックストーンは言う。引用しよう。

夫はまた、(古法によれば) 彼の妻に穏やかな懲治 (moderate correction) を与えることができる。何故なら、彼は彼女の悪行 (misbehaviour) に責任を負うべきであるので、法は彼に、人が召使いや子どもを懲治することが許されていると同様の穏やかさで、家内の懲罰 (domestic chastisement) によって彼女を拘束するこの権力 (this power of restraining her) を委ねることを理性的だと考えたのである。(C., p. 432)

「この懲治の権力 (power of correction) は理性的限界内に制限された」と、ブラックストーンは即座に「懲治」に冠せられた「穏やかな」という形容詞を強調しようとするが、しかし、ここにわれわれの最も注目しようとする「懲治の権力 (power of correction)」という概念が現われたことは、確かである。

引用は、夫が妻に対して「懲治の権力」をもっている、ということを経験の結果として生起する事態として述べる文脈で現われるものである。「懲治の権力」が、夫婦が「法的に一人格 (one person in law)」であることに根拠をもたされていることは、「彼は彼女の悪行に責任を負うべきであるので」と理由づけられているところからも、明瞭である。もちろん引用箇所では、「(古法によれば)」と限定づけられてはいる。そしてたしかにブラックストーンも、「チャールズ2世の上品な統治期 [1660—1685] に、この懲治の権力は疑問視され始めた。そして今では、妻は夫に対する平和の安全 (security of the peace against her husband) を有し、反対に夫も妻に対して有している。」(C., p. 433) と述べている。だがそれに続けて彼は述べる。

だが、古いコモン・ローを常に好む下層の人民 (the lower rank of people) はまだ、それら古い特権 (antient privilege) を主張し行使する。そして裁判所もまだ、

重大な悪行の場合に、妻の自由を拘束することを夫に許す。(C., p. 433)

つまり、ブラックストーン自身の好悪の判断とは別に、夫の妻に対する「懲治の権力」は温存され機能している。注釈者ブラックストーンは、その事実を法源および根拠を含めて叙述せざるを得ないのである。

さらにさきの432頁からの引用で留目すべきは、夫の妻に対する「懲治の権力」が、親の子どもに対する懲治、そして主人の召使いに対する懲治と並列に記述されていたことである。実際、第14章「主人と召使い」には、召使いに対する懲治について述べた箇所がある。「主人は、法によって、過失或いはその他の不正行為に対し彼の徒弟もしくは召使いを懲治することができる。(A Master may by law correct his apprentice or servant for negligence or other misbehaviour.)」(C., p. 416)と述べているのがそうである。そしてわれわれは、第16章「親と子」の中にも、子どもに対する懲治について述べた箇所を指摘することができる。

第16章「親と子」は、大きく二つの場合に分けて論じられている。一つは「嫡出子 (legitimate child)」の場合、もう一つは「庶子 (bastard)」の場合である (C., p. 434)。ここでは、前者の場合の分析だけで事足りる。

ブラックストーンは、親と嫡出子の関係を論ずるにあたって、先ず、親義務から論じ始める。親義務とは、彼によって、扶養 (maintenance)・保護 (protection)・教育 (education) の三つから構成されるものであるとされる (C., p. 434)。親義務としての扶養は「自然法の原理」(C., p. 435)であり、「子どもは彼らの親から扶養を受ける完全な権利を有す (the children will have a perfect right of receiving maintenance from their parents.)」(C., p. 434; 傍点・原文イタリック)。親義務としての保護を遂行するために、「親は、彼の子ども的人格 (persons) を守るための〔第三者に対する〕暴行殴打を正当化することもできる」(C., p. 438)。

親義務を論じたブラックストーンは、次に、親の権力について論じる。

子どもに対する親の権力 (The power of parents over their children) は、これまで考察してきた彼らの義務から導かれる。彼らに与えられる権威 (authority) は、一部は、親に彼の義務をより効果的に遂行させるためのものであり、一部は、義務の忠実な遂行に伴う彼の世話と労苦に対する報酬 (recompence) としてのものである。(C., p. 440)

この子どもに対する親の権力、とは何か。ブラックストーンは、上の引用に続いて、「与えた者はそれを取り上

げる権力をも有しているという原理に基いて、古代ローマ法は父に彼の子に対する生殺与奪の権力 (power of life and death) を与えた。」(C., p. 440)と、ローマの *patria potestas* について述べはじめる。だがその厳しさは以降の政体においては柔げられてきた、と彼は言う。そうして彼は、次のように述べるのである。

我々のイギリス法による親の権力は、もっと穏やか (moderate) である——子どもを秩序と服従 (order and obedience) の中に保持するにはいまだ充分なほどではあるが。彼は、彼の未成年の子どもを理性的な方法で合法的に懲治することができる——これは彼の教育のためである。

He may lawfully correct his child, being under age, in a reasonable manner; for this is for the benefit of his education. (C., p. 440)

こうして、妻に対する夫の「懲治の権力 (power of correction)」・召使いに対する主人の「懲治の権力」は、子どもに対する親の権力でもある。そしてそれは、親義務としての子どもの「教育」に益するものとして、「教育」の基底にそれを支えるものとして位置づけられているのである。

ここで、3点ほど、いまの引用を補う議論をしておこう。

第一に、ブラックストーンは *patria potestas* とイギリス法の親権力との差異を、たんに「もっと穏やかな」としか説明していなかったが、もしそれが程度の穏やかさを指すのであれば、差異はそれだけではない、というよりもそれは本質的差異ではないということである。本質的差異は、親権力が「未成年」の子どもに限定された点にある。「子どもの人格に対する父の権力は21歳で終了する」(C., p. 441)というのが、本質的差異なのである。子が成人した時、「父の帝権 (the empire of the father) は理性の帝権 (the empire of reason) にその地位を譲る」(C., p. 441)。そのことを、ロバート・フィルマーがもち出してくる *patria potestas* に対抗して精力的に説いたのが、ジョン・ロックの『政府二論』であった。また、ロックに即して言えば、父権が *patria potestas* よりも「穏やか」になったという意味は、子どもの生命・財産に対する支配権が消失した、ということになる。この自由に対する支配権への親権の縮少も、*patria potestas* との本質的差異である。このことはブラックストーンにあっても同様であり、父権の内容をなすものは「懲治の権力」と結婚認可権 (ともに子どもの自由に対する支配権) ぐらいのものである。

第二に、いまの引用で「父の権力」・「父の帝権」とな

っていることに留意されたい。実は、「懲治の権力 (power of correction)」は親の権力ではないのである。そのことは、ブラックストーン自身によって、「母は崇敬と尊敬 (reverence and respect) 以外のいかなる権力の資格も与えられていない。」(C., p. 441) と、明瞭に語られている。この「崇敬と尊敬」というのは、次の「親に対する子の義務」を論じる場面で、

親に対する子の義務は、自然の正義と返報の原理から生ずる。我々に生存を与えた人に対して、我々は未成年の間、服従と従順 (subjection and obedience) を自然に負うのであり、それ以降も榮譽と崇敬 (honour and reverence) を負うのである。(C., p. 441)

と言っていることであり、ロックが「両親は尊敬・支持および盲従を要求する恒久的権利」——「一生を通じての榮譽権 (right of honour)」(II. §67) ——を有するとしたこと、に対応するものである。母はこの榮譽権の恩恵にしか浴せず、子どもに対する懲治の権力は父の権力なのである。子どもに対する懲治の権力に関して言えば、それを「親の権力」と言っている箇所があろうとも、実はそれは父の権力なのだ、ということをブラックストーンはロック以上に卒直に述べていたのである。こうして、家長である父・夫・主人は、子ども・妻・召使いに対する懲治の権力を有している、というのが〈私的家的関係〉における権力 (power) の行使を捉えるブラックストーンの枠組みである。

第三に、父の子どもに対する権力は他者に譲渡される、ということである。

その年齢[21歳]に達するまで、父の死後も父の帝権は継続する。すなわち、彼は彼の遺言によって彼の子どもに対する後見人 (guardian) を任命することができる。また彼は、存命中、彼の親としての権威 (parental authority) の一部を彼の子どもの家庭教師 (tutor) もしくは学校教師 (schoolmaster) に委任 (delegate) することもできる。(C., p. 441)

親の権力の委任をうけて、教師は「親代わり (in loco parentis)」(C., p. 441) となり、親の権力の一部すなわち「拘束と懲治の権力 (power of restraint and correction)」(C., p. 441) をもつことになる。つまり、子どもに対する親の権力としての懲治の権力 (power of correction) は教師に委任されるのである。ちなみに、「拘束と懲治」という概念は、ロック『政府二論』第Ⅱ巻68節で、われわれには既にお馴染みの概念である。

以上、これまでわれわれが検討しなければならない第14章から第17章の〈私的家的関係〉の部分があまり紹介されていないという事情も考慮して、しかしわれわれの

関心に関係する部分に限定して、少し詳しく『英法釈義』を検討してきた。そしてわれわれは、基本的にモン・ロー体系の国であるイギリスの法をシステムをもった法論として記述した『英法釈義』の中に、ロック読解を通じて得たものとおよそ同様の事柄を確認することができた。それは、「懲治の権力 (power of correction)」に即して整理すれば、家長たる父・夫・主人がそれぞれ子ども・妻・召使いに対して行使する権力が「懲治の権力」として是認されており——換言すれば、〈私的家的関係〉において行使される権力の型を懲治 (correction) としており——、父の子どもに対する「懲治の権力」は教師(学校教師も含む)に譲渡される、ということである。これに一言だけ補足しておくとするれば、ロックの場合夫の妻に対する「懲治の権力」という主張は明らかに現われておらず、またブラックストーンの場合もそれを肯定することにはためらいが見られる、ということであろう。

ところで、父の子どもに対する「懲治の権力」、夫の妻に対する「懲治の権力」、そして主人の召使いに対する「懲治の権力」、これら三つを論じた箇所に付したブラックストーンの参照指示が、三つの場合に共通であるということは注目し値いする。それら三つの場合に共通に記されているのは、「I. Hawk. P. C. 130」(C., pp. 416, 432, 440) という記号である。ブラックストーンは、この文献を典拠に、〈私的家的関係〉における「懲治の権力」を論じていたのである。

この「I. Hawk. P. C. 130」とは、William Hawkins, *A Treatise of the Pleas of the Crown*, Book I, 1716. の130頁を指示するものである<sup>47)</sup>。該当箇所は、第60章「平和の確保 (Of Surety of the Peace)」の第23節であり、暴行罪 (Assaults) にとわれない場合を列挙している。その重要性にもかかわらず手にしにくい史料であるので、原文のままこの第23節をかかげておくことにしよう。

Also there are some actual Assaults on the Person of another, which do not amount to a Forfeiture of such a Recognizance; as if an Officer, having a Warrant against one who will not suffer himself to be arrested, beat or wound him in the Attempt to take him; or if a Parent in a reasonable Manner chastise his Child, or a Master his Servant, being actually in his Service at the Time; or a Schoolmaster his Scholar, or a Gaoler [his Prisoner, or even a Husband his Wife; or if one confine a Friend who is mad, and bind, and beat him, & c. in such a Manner as is

proper in such Circumstances; or if a Man force a Sword from one who offers to kill another therewith; or if a Man gently lay his Hands on another and thereby stay him from inciting a Dog against a third Person; or if I beat one (without wounding him, or throwing at him a dangerous Weapon) who wrongfully endeavours with Violence to dispossess me of my Land, or Goods, and will not desist upon my laying my Hands gently on him, and disturbing him; or if a Man beat, or, as some say, wound, or maim one who makes an Assault upon his Person, or that of his Wife, Parent, Child, or Master; especially, if it appear that he did all he could to avoid fighting before he gave the Wound; or if a Man fight with or beat one who attempts to kill any Stranger; or if a man even threaten to kill one who puts him in Fear of Death in such a Place where he can not safely fly from him; or if one imprison those whom he sees fighting, till the Heat be over.

これは、暴行罪にとわれない場合の目録である。目録に記載されているそれらの場合とは、……神妙にお縄にかかろうとしない者を逮捕する際に警官 (Officer) が殴打あるいは傷つける場合、「親が理性的な方法で彼の子どもを懲罰 (chastise) する」場合、同様に「主人が召使いを」、「学校教師が生徒を」、「看守 (Gaoler) が囚人 (Prisoner) を」、「夫が妻を」懲罰する場合、そして狂気の友人を監禁・束縛・殴打する場合、などなど。

親の子どもへの懲罰、主人の召使いへの懲罰、夫の妻への懲罰、そして学校教師の生徒への懲罰、これらのものと監獄における看守一囚人関係において行使される懲罰とが、このハウキンスの目録の中に同列にいとまさりげなく記載されていることにわれわれは驚いてしまう。だが、これが事実なのだ。ブラックストーンは、この英法注釈書たるハウキンスの目録を典拠に、それに記載されている「懲罰 (chastisement)」を「懲治 (correction)」という概念で論じたのである。ロックもまた、親の「拘束と懲治 (restraint and correction)」（Ⅱ. §68）の権力を「命令懲罰の権力 (power of commanding and chastising)」（Ⅱ. §67）と互換可能なかたちで論じていた。

こうしてわれわれは、ひとつの結論に達するのである。少なくとも名誉革命体制下18世紀のイギリス法において、＜私的家的関係＞において（とりわけ父一子ども関係において）行使される懲治 (correction) という権力

の型は、教師一生徒関係において行使される権力の型であり、そして同時に自由刑の場たる監獄の刑罰関係において行使される権力の型だったのである。

裁判というひとつの極限状況（限界点）において議論される限りで、本章でとりあげた英法注釈書が懲治 (correction) の「最後の手段」(ロック) であるいわば暴力的形態を主に念頭において論じているように思われるのも、当然のことと考えられる。しかしわれわれが第Ⅱ章でロック『教育論』から読みとったように、懲治は単純な暴力的形態を超える概念なのであり、してみると、家族・学校・国家刑罰において行使される権力の型が共に懲治 (correction) という一つの概念で英法注釈書によって把握されているという事実は、より深く、裁判沙汰にまでならない日常生活の中に拠点をもって日々進行している事態の何たるかを指し示している、と考えられるであろう。

## おわりに

I. Hawk. P. C. 130 は、本稿にとって二つの決定的な役割を果たしてくれるに十分なものであった。

第一に、名誉革命体制のイデオログたるジョン・ロックの『政府二論』・『教育論』ならびにいわゆる『労働学校案』の中にわれわれが読みとったもの、それが何ら強引な読みの結果などではないということを I. Hawk. P. C. 130 は明らかにしてくれた。名誉革命体制下の現実を先駆的に反映したロックの言説が、家族・学校・刑罰における権力の行使の型の同型性（もちろん近代的なかたちでの）を言わずもがな的前提としてその底に含んでいたのは、いまにして思えば当然のことだったと考えられよう。しかしそれにしても、I. Hawk. P. C. 130 が、たとえそれがコモン・ローの現実をただ虚心に整理・記述した必然的結果であるとはいえ、家族・学校・刑罰において権力が行使されるその型の同型性をこともなげにさりげなく記述していた、そのありようには驚かされたと卒直に告白しておくことにしよう。ブラックストーンは、I. Hawk. P. C. 130 のさりげない記述を典拠にして、そこに記述されている権力の型を Power of Correction と表現して彼の「システムをもった英法論」の中で追認・展開してみせてくれたのである。

第二に、われわれは I. Hawk. P. C. 130 によって、少なくとも19世紀までの Correction の判例史、さらには Correction を研究視角としてもつ家族史・学校史・刑罰史という領域の構造的実態史の研究、への端緒を開かれた。なぜか。



ここに1909年に第3版が出版された、おそらくそれ以前には出現しなかったのではないと思われるような稀有の著書がある。それは、Simpson, A. H., *A Treatise on the Law and Practice relating to Infants*, 3rd ed. by E. J. Elgood, 1909. という、いわば子どもに関する制定法と判例の注釈書である。この書の初版は1875年であり、1890年(ちなみに、その前年、児童虐待防止法成立)に第2版、そして1909年に第3版、というように子どもに関する多数の制定法が成立する時期であるから、それら諸制定法分析を独自に行なってこのシンプソンの著書の精度と位置を確かめねばならないのはもちろんだが<sup>49)</sup>、しかし、この書の第7章第1節「子どもに対する親の権利」中に次のような記述があることには注目しておかざるを得ない。すなわち、107頁で、ブラックストーンの子どもに対する父の power of correction が教師に譲渡されるという箇所を追認・引用した上で、それに註をつけ、R. v. Hopley (1860) および Fitzgerald v. Northcote (1865) という二つの学校体罰判例<sup>49)</sup>を挙げたあと、「父が子どもを chastise する権力については I. Hawk. P. C. 130 を見よ。」と記していることである。1909年の子ども法注釈書の中に、われわれが検討したブラックストーンと I. Hawk. P. C. 130 は生き続けているのである。したがってわれわれは、I. Hawk. P. C. 130 を端緒として構造的なイギリス Correction 史を出発させることが可能となった、と予感し得るのである。

こうして、ロック研究という思想史研究は、ブラックストーンおよび I. Hawk. P. C. 130 を媒介に、判例史研究・実態史研究へと架橋されることとなった。構造的実態史だけでなく、思想史と実態史の構造史もまた、われわれの課題なのである。<sup>50)</sup>

### 註

- 1) 拙稿「ジョン・ロック『政府二論』における家族と子ども——近代イギリスにおける家族・市民社会・国家と教育研究序説(その1)」東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室『研究室紀要』第9号、1983年。本稿第I章は、この前稿(その1)を下敷きにしていて、依拠した文献等々については、前稿(その1)を参照されたい。子を、未成年の子どもと成人した子供に分けて表記することも、前稿どおり。また、前稿(その1)から本稿(その2)への跳躍台としての役割を果たしてくれたのが、拙稿「イギリスにおける懲戒・体罰法制の歴史と思想」星野安三郎他編『体罰と子どもの人権』エイデル研究所、1984年、であった。この拙稿の第3節を完全に基礎づけ展開することが、本稿の課題だと言える。
- 2) ルイ・アルチュセール(西川長夫訳)「イデオロギーと国家のイデオロギー装置——探求のためのノート——(上)」『思想』1972年7月、128頁
- 3) 同 119頁

- 4) 同 135頁
- 5) 同 132頁。この指摘は、「学校と家庭は国家教育の二つの脚である。」という中内敏夫氏の指摘(『教育の社会史観(下)』『教育』1984, 11. 112頁)に通じている。近代において成立する<家庭>こそが問題とされねばならない。中内氏の「国家史をも視野に入れる大文字の社会史」(113頁)という構想自体には同感する。ただし、アルチュセールの国家論を道具主義と捉える(110頁)のには、異なる解釈を対置せざるを得ないだろう。
- 6) たとえば竹内常一氏は、「日常生活における権力的なもの」を問題とし、「生活のなかの権力的なもの」と向い合いつつ、人間の尊厳と人権について考えること」を、「現代社会」の意識的な学習主体形成のひとつのプロセスと捉えている(『若い教師への手紙』高校生文化研究会、1983年、192・193頁)。なお、全国高校生活指導研究協議会の1983年基調提案が、子ども・青年に巣くう「権力的・暴力的なもの」の問題の集中的な提起を行っており、その<ポド・テキスト>がフーコー・アルチュセール等と響鳴しているということについては、藤本卓「探索さるべき問いは何か」『高校生活指導』No. 73, 1984春。
- 7) <教育>が<教育>として存立しかつ有効性をもつためには、学校等々の場がもつ形成力を見究めそれと互角に組み合わせねばならない。それ故、<教育>史はまた形成力の歴史をも課題としなければ存立し得ない。ちなみに、correction の延長上に出現する reformation (矯正) は、この文脈では、re-formation、すなわち形成 (formation) の強化あるいは形成のほころびの修復、という意義をもつ。したがって逆に、reformation の検討を通して、それが背後に想定している形成力なるものを読みとることが可能となる。
- 8) P・リクール「大学における改革と革命」『展望』1969年1月、137頁。おそらく今なお傾聴に値するだろうこの論文は、パリの5月のまっただ中、「われわれは、改革を実行し、しかも革命家でありつづけねばならない時代に入ったのだ」(134頁)という時代認識にもとづいて、大学の永続革命を可能にする改革のあり方を、もっとも下の水準である<教育関係>から書き起こし学科、学部、大学へと論を進めたものである。「さて今や、もっとも下の水準から、教育者と被教育者のあいだのもっとも直接的な関係から出発し直さなければならない。」(135頁)として、<教育関係>を論じる節で、「教育は、教育者にとって、彼が行使する一つの力である。ここに、たえず打ちこわさなければならぬ支配関係の生まれる根拠がある。」(137頁)とリクールは述べた。これは、他方で「自己教育というユートピア」(137頁)を批判しつつ、<教育関係>に固有に根ざして成立する<支配関係>(「階級支配は、教育における支配関係を強化することはできても、成立せしめるものではない。」136頁)を拒否するものであり、<教育関係>と<支配関係>の区別と連関を主題化し凝視しようとする言説である。
- 9) Foucault, M., 'The Subject and Power' Dreyfus, H. L. & P. Rabinow, *Michel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics*, 1982 (渥海和久訳、『思想』1984年4月) p.208. 括弧内は渥海氏。
- 10) *ibid.* p.209
- 11) *ibid.* p.210
- 12) *ibid.* p.211
- 13) *ibid.*
- 14) *ibid.* p.212
- 15) *ibid.*
- 16) Foucault, M., *Surveiller et punir: Naissance de la*

prison, 1975. pouvoir disciplinaire (p.172)。この書の読解例として、ジル・ドゥルーズ「著述家ではなく、新しい地図作成者」『エピステーメー』1978年1月、を参照されたい。なお、フーコー的発想のフランス家族史研究として、Donzelot, J., *The Policing of Families*, 1979 (*La Police des Familles*, 1977), Meyer, P., *The Child and the State*, 1983 (*L'enfant et la raison d'etat*, 1977)および坂上孝「王権と家族の秩序——近代化と家族」『思想』1983年8月、同「監視と規律——近代化と家族」『思想』1984年2月、がある。

- 17) このpouvoir pastoral (pastoral power) については、フーコー・渡辺守章『哲学の舞台』朝日出版社、1978年、132—146頁、参照。ちなみに、現代イギリスの教育において、pastoral and/or disciplinary care の議論が目立ってきている。それも批判的に論じるのでなくむしろ肯定的にあるべき教育実践の領域として論じられている (cf. Best, R. et. al., *Education and Care: The Study of a School and its Pastoral Organization*, 1983)。親の意に反する学校体罰はヨーロッパ人権協定違反だとして1982年のヨーロッパ人権裁判所判決 (ストラスブルグ判決) のインパクトを受け、イギリス教育・科学省は、学校体罰の一定の制限の方向へ動き出さざるを得なくなっている中、1983年7月の協議文書でいわば体罰の二重制度を提案した (浦野東洋「ヨーロッパ人権裁判所判決とイギリス国内の動向」星野他編『体罰と子どもの人権』1984年)。その体罰制限やむなしの危機意識に満ちた協議文書中に、次の一文がある。「学校は、全ての生徒に対する pastoral responsibility を遂行しようとする。政府は、その責任の価値と重要性を認識し、教師がそれを遂行し続けることができる条件を保持するつもりである。」ここにみられる学校の任務としての pastoral care への執着、あるいはその強化への路線転換は、これまで体罰禁止に強硬に反対してきた団体のひとつ AMMA (Assistant Masters and Mistresses Association) が *After Strasbourg: A Policy for Discipline in Schools* (1982.6) の中で 'disciplinary and/or pastoral role' を強調していることも対応している。(協議文書、AMMA 文書については、1984年5月25日の「イギリス教育研究会」における浦野東洋氏の報告に負っている。)
- 18) 秋永雄一「<教育的な関係>の特質について——アルチュセールとブルデューの批判的検討」『東京大学教育学部紀要』第23巻、1983年、292頁
- 19) 同 288頁
- 20) アルチュセール、前掲論文、127頁
- 21) ニコス・プーランツァス『ファシズムと独裁』社会評論社、264頁
- 22) フーコーの「権力遍在論」については、フーコー・渡辺『哲学の舞台』93—95頁、参照。
- 23) アルチュセール、前掲論文、127頁
- 24) Filmer, R., *Patriarcha and other Political Works of Sir Robert Filmer*, ed. by Peter Laslett, 1949, p.188
- 25) 瀧川幸辰「近代的自由刑の誕生」『刑法史の断面』一粒社、1963年 (初出『行刑論集』刑務協会、1930年。所収。なお、この『行刑論集』には牧野英一「教育方法としての刑罰と法律関係としての刑罰」という注目すべき論稿が含まれている。) また、Sellin, T., *Pioneering in Penology: The Amsterdam Houses of Correction in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1944. 参照。刑罰史については、Rusche, G. & O. Kirchheimer, *Punishment and Social Structure*, 1939 (M・ホルクハイマーの序言が付されていることからわかるように、フランクフルト社会

研究所の研究活動の一成果である。『法務資料』第306号、1949年10月、に全訳がある。)、および Melossi, D. & M. Pavarini, *The Prison and the Factory: Origins of the Penitentiary System*, trans. by G. Cousin, 1981. 参照。18・19世紀英国の監獄史については、Ignatieff, M., *A Just Measure of Pain: The Penitentiary in the Industrial Revolution 1750-1850*, 1978. 参照。

セリンは、アムステルダム懲治監の源泉——すなわち近代における「懲治のための投獄 (correctional imprisonment) なる事態の成立の源泉——としてプラトンを挙げている (pp. 12—13)。『プラトン全集・13』(岩波書店、1976年)の中で訳者加来彰俊氏も、「犯人の精神的更生を目的とする牢獄の設置は、プラトンの創見によるもので先例はないと言われる。これはプラトンの教育刑的な刑罰観にもとづくものであろう。」(649頁)と述べているように、『法律』の中でたしかにプラトンは、ある種の犯罪者に「健全な精神をとり戻」させるための「矯正所 (σώφρονιστήριον)」について論じている (X. 909)。この σώφρονιστήριον は、英語の chastise・correct を意味する σώφρονίζω から派生したものであり、また K. 862 で論じている「治療 (ίασομαι)」(治療不可能の場合は死刑) と対応するものである。このような教育刑に関するプラトンと近代のつながりという問題は、「プラトンと近代」問題の一部を成すものであろう。(関曠野『プラトンと資本主義』北斗出版、1982年、は次のように述べている。『法制』『法律』のこと) こそキケロの『義務論』と並んで西欧社会に一つの文明＝市民化 civilization の原理を教示し、西欧文明を決定的に形成した書物だからである。ヘーゲルのいわゆるキリスト教的＝ゲルマンの市民世界の骨格を形成し、その進路を左右してきたテキストは、……プラトンとキケロの著作、とりわけこの『法制』であった。この明々白々たる事実は今日なお十分に認識されていないが、これは全く驚くべきことである。」298頁)『法律』における「矯正所」論と並んで、われわれにとって『プロタゴラス』中の次の一文 (326 D・E) が重要である。『世界文学大系3、プラトン』筑摩書房、1959年、所収の藤沢令夫訳から引用する。

子供たちが先生の手をはなれると、彼らが自分の好き勝手にでたらめなふるまいをしないように、今度は国家が、法律を学びその規範にしたがって生きることを要求する。それはちょうど文字を教える先生たちが、まだ字をうまく書けない子供たちのためにしてやることと全く同じであって、先生はそういう子供たちのために、尖筆で文字の輪郭の線をうすく下書きしたうえで帳面をわたし、その線をたどって書くように言いつけるのであるが、国家もまたこれと同じように、むかしのすぐれた立法者たちがつくり出した法律を、規範となる輪郭として下書きしてやり、支配するにも支配をうけるにも、これにのっとるように命じるのである。そして、この規範から道をふみはずす者があれば、懲らしめをあたえるのであるが、この懲らしめに対しては、君たちのところでも、ほかの多くの国においても、「いましめ」が道を正すという意味で、矯正するという名前がつけられている。これは、プラトンがソフィスト・プロタゴラスに語らせたものだが、ここには、教師の子どもに対する対し方と国家の市民に対する対し方の同型性が鋭く指摘されている。しかも、この引用の前に (325D)、乳母・母親・お守り役・父親は子どもがすなおでない場合に「ちょうどひねくれ曲っている木をまっすぐに直すように、おどかしたり叩いたりして矯正するのである」、とプロタゴラスは言っており、

- これと引用の後段とを併せ考えれば、「規範から道をふみはずした」犯罪者・子どもは同様に「矯正」されることがわかる。ちなみに、引用中の「懲らしめをあたえる」は、原語では *κολάζω*, B. Jowett の英語訳 (The Dialogues of Plato, vol. I, 2nd ed. 1875) では correct であり、「矯正する」は、原語では *εὐθύναι*, 英語訳ではこれも correct となっている。
- 26) Austin Van der Slice, 'Elizabethan Houses of Correction' *Journal of Criminal Law and Criminology*, 27, 1936.
- 27) *ibid.* p.62. なお、House of Correction についてもまとめた研究としては、坂田仁「英国の懲治場 (House of Correction) について」『法学研究 (慶大)』48-6・7, 1975年。House of Correction の成立からそれが名実ともに消滅した1865年監獄法の時点まで叙述したあとで、坂田氏は、「懲治場が reformatory ないし少年監獄に転用されたのではないか」(48-7, 88頁) という注目すべき推定を行なっている。この氏の推定は、ただし、「1865年に廃止された建物は、その後少年専用の監獄あるいは reformatory に転用されたのであろうか。」(同, 89頁) というふうに、建物の連続性を問題としており、われわれにはいまは判断できない。しかししたかに、House of Correction の理念は、19世紀の少年監獄や矯正学校 (reformatory school) に「転用」されている、ということはいえよう。拙稿「19世紀イギリスにおける少年分離監獄の成立——『矯正』思想とその子ども観」『教育学研究』48-3, 1981年, 参照。John Hurt, 'Reformatory and Industrial Schools before 1933' *History of Education*, Vol. 13, No. 1, 1984. 参照。
- 28) Bourne, H. R. F., *The Life of John Locke*, Vol. II, 1976, pp. 377-391. 牛島義範訳 (東京教育大学外国教育史研究室『西洋教育史研究』第2号, 1973年, 123-136頁) を参照した。この牛島氏の全訳は訳それ自体が画期的な紹介と言えるものである。なぜなら、ロックのいわゆる「労働学校案」(救貧法改正のための報告)を紹介する際に、労働学校を提唱した部分 (Bourne ので言えば, pp. 383-386) のみしかおうおうにして紹介されないからである。梅根悟『西洋教育思想史 I』誠文堂新光社, 1968年, もそうである。だが梅根氏の場合, Quick, R.H. ed., *Locke on Education*, 1913. 所収のものに依拠したと明示されているので, しかたがないところもある。Quicke 所収の「労働学校案」は, 労働学校提唱の部分だけしか掲載していないのである。しかしながら, 岩田朝一『ロックの教育思想』学苑社, 1983年, 所収の「労働学校案 [本文——岩田氏]」翻訳の場合は, ロックの提出した報告を「労働学校案」であるとしながら (201頁), かつ Bourne 所収のものを使いながら, にもかかわらず労働学校を論じた部分だけを訳出する抄訳となっている。これはどういうことなのだろうか。なお, 「当時, 貧民に対する方策はほとんど考えられなかったのが実情で, 労働と教育の直結による貧困者の救済というロックの意見は画期的な見解であった。」(201頁) と岩田氏は書いておられるが, これは誤解であろう。当時, 実に多様な「貧民の有利な雇用」論が盛況であったことについては, 浜林正夫「イギリス革命期の経済思想 (Ⅶ)——貧民問題」『商学討究』17-3, 1967年, 参照。ジョン・ペラーズ, トマス・ファーミンを想起されたい。斉藤新治氏は, 「この産業教授の学校はけっしてロックの独創でも, 委員たちのデスク・プランでもなく, すでにロンドンの博愛主義者ファーミンによって実践されていたものの追認にすぎなかった。」(「18世紀における貧民教育への二つの対応」梅根悟監修『世界教育史大系8』講談社, 1974年, 185頁) と述べている。
- 29) なぜ4歳からか。ロックの説明がふらっている。引用しよう。
- 我々は, 健康な夫婦はごく普通の労働によって, 自分たちと2人の子どもを養うことができる, と考えている。3歳以下の子どもが同時に2人以上居るということは, 一家族にはめったに起こらないだろう。それ故, 4歳以上の全ての子どもが両親の手もとから引き離されるならば, そんなに多くのものを所有していない者たちも, 自分自身を健康に保っている限り, どんな手当ても必要としないだろう。
- また, 「母親は, 家庭で子どもたちの世話をし養うというやっかいな事柄から大部分免れ, したがってより自由に仕事をすることができるだろう」。
- 30) ただ, この第88節において重要な規制がなされていることは, 明らかにしておかねばならない。ロックは次のように言っている。「しかしその家庭教師に, いかなるときにも貴下の同意と指図 (Consent and Direction) なしには, 少なくともその家庭教師の判断と気質がわかるまでは, けっして貴下の息子を叩か (Beat) せてはなりません。」すなわち, 期間の限定つきとはいえ, 家庭教師には「鞭打つ権力 (Power of the Rod)」は与えられていないのである。しかしながら, ここで懲治と鞭打ちとを直ちに同一として, 家庭教師に「懲治の権力 (Power of Correction)」がない, と言うのは誤りである。次章で指摘するように, 懲治は鞭打ちを超える概念である。また, 限定された期間が過ぎ条件を満たすに至れば, 家庭教師も子どもを鞭打つようになるのであるし, 期間がすぎなくとも父親の「同意と命令」によって家庭教師は鞭打つのである。たとえば, 『教育論』第83節の次のような文章。「召使いをもっていな (家庭教師であれば, 疑いもなく), 両親の命令によるのではあるが, 他人の手によって比較的即座に [鞭打ちの] 痛みが加えられるのがもっとも良いでしょう。そうすることにより, 両親の権威は保たれ, 苦痛に対する子どもの嫌悪の情はむしろ直接に鞭打ちを加える人に向けられるのです。」
- 31) たとえば, 宮沢康人「近代学校はいかに成立したか」柴田義松他編『教育学を学ぶ』有斐閣, 1977年, 参照。
- 32) J.E.G. de Montmorency, *State Intervention in English Education*, 1902, p.332. なお, 前掲拙稿「19世紀イギリスにおける少年分離監獄の成立」参照。
- 33) テキストとしては, Axtell, J. L. ed., *The Educational Writings of John Locke: A critical edition with introduction and notes*, 1968. を使用した。また, 服部知文訳『教育に関する考察』岩波文庫, 1967年, を参照した。
- 34) ロックが鞭打ちを肯定するだろうことは, 既に『政府二論』第Ⅱ巻67節で, 旧約聖書の申命記八章五節「人の其子を懲戒るがごとく汝の神も汝等を懲戒る」を, 親の命令懲罰権を論じる際に引用したことに表われていた。この「懲戒」の英語は *chasten* となっており, *chastise* である。この *chastise* には, 体罰の語感がつきまとっている。ちなみに, 旧約聖書中の『箴言』には, この種の語がよく使われている。たとえば, 「鞭を加えない者はその子を憎むのである。子を愛する者は, つとめてこれを懲らしめる。」(XII-24, 日本聖書協会訳), この「懲らしめる」は英訳 (ケンブリッジ聖書) では *chasten* である。「望みのあるうちに自分の子を懲らせ。」(XI-18), これも *chasten*。「愚かなことが子供の心の中につながれている。懲らしめの鞭は, これを遠く追い出す。」(XVII-15), この「懲らしめ」は *correction*。「子を懲らすことを, さし控えてはならない。」

鞭で彼を打っても死ぬことはない。」(XXIII-13)、この「懲らすこと」も correction。というように聖書中で、体罰と chastise あるいは correct とは密接な関係にある。(『ケンブリッジ旧約聖書注解15・箴言』新教出版社、1983年、の著者 R・N・ワイブレイも、「体罰については XXIII-13・14の注釈を見よ」(104頁)と指示している。)とここで、いまみた『箴言』中の chastise や correction をギリシア語聖書 (*Vetus Testamentum Graece*, ed. by Leander Van Ess, 1868) にみると、意外なことに気づかされる。われわれが指摘した chastise や correction は、すべて4つとも παιδεύω あるいは παιδεία なのである。パイデアというギリシア的教養といったふうに直ちに考えられるが、chastising や correction と παιδεία とが同義に使用される事実は銘記しておくべきであろう。

なお、ヴィクトリア期における親・教師の子どもに対する鞭打ちの蔓延という事態を叙述した Gibson, I., *The English Vice: Beating, Sex and Shame in Victorian England After*, 1978. は、ヴィクトリア中・上流階層において子どもの鞭打ちがソロモンの箴言によって弁証されていた、ということを描いている (pp. 48-49)。先ほどふれた『箴言』が、Spare the rod and spoil the child という格言に文字通り収斂されて、親の子どもに対する対し方の中に位置を占めていたのである。この Spare the rod and spoil the child という言い方は、そのままロック『教育論』第78節の、「もし彼女がもっと早く中止して、7回鞭打ったところで止めていたなら、彼女は永久にその子どもを台無しに (spoil) したことでしょう。」という言い方を通じている。

- 35) 岩田朝一、前掲書、64頁
- 36) 先に引用した第78節中の「治療」と共に、この「治療」という概念は、われわれがいま議論している「懲治」や、もちろん「教育」との関係性を明らかにすべき概念である。(註(25)にもみられるように、プラトンの場合についてもそう言える。)ロックの「医学について」等をこの視点から分析する必要もあるのかもしれない。
- 37) ロックが鞭打ちを認めている他の場合として、第87節の記述が挙げられる。そこでは、「怠慢 (Negligent)・「怠惰 (Idle)」が問題とされている。
- 38) アルチュセール、前掲論文、125-127頁。「あらゆる国家装置は、抑圧的であれ、イデオロギー的であれ、暴力的であると同時にイデオロギー的に≪機能する≫」(126頁)。
- 39) 吉野悟「提要システムからパンデクテン・システムへ——人の法について」磯村哲先生選歴記念論文集『市民法学の形成と展開』上、1978年、50頁
- 40) 堀部政男「ウィリアム・ブラックストーン——その生涯と『イギリス法積義』」『一橋論叢』61-4、1969年、517頁
- 41) 八木鉄男「ブラックストーンの法概念と法実証主義」矢崎・八木編『近代法思想の展開』有斐閣、1981年、参照。
- 42) 吉野悟、前掲論文、53頁
- 43) 同上
- 44) 同 54頁。なお、安枝英詩「ブラックストーンにおける『マスターとサーバントの関係』について」矢崎・八木編、前掲書、参照。
- 45) 前掲拙稿「ジョン・ロック『政府二論』における家族と子ども」52頁
- 46) 「夫婦一体」観については、上野雅和「イギリス婚姻思想史——市民的夫婦一体観の成立をめぐる」福島正夫編『家族——政策と法』4、東大出版会、1981年、参照。
- 47) わたしは、東京大学法学部付属外国法文献センターの早坂栞子氏を介して、大阪市立大学の田島裕教授のご好意でこのハウキンスの著書 (Reprint, 1980) を手にすることがで

きた。お二方に深く感謝する次第です。

- 48) この時期の子ども法を扱ったものとして、
- ・ Behlmer, G.K., *Child Abuse and Moral Reform in England 1870-1908*, 1982
  - ・ 川田昇「イギリスにおける親権法の発展——1886年末成年者後見法の成立過程」福島正夫編『家族——政策と法』4、東大出版会、1981年
  - ・ 同「19世紀イギリス救貧法における児童の教育措置と親権」磯野誠一他編『社会変動と法——法学と歴史学の接点』勁草書房、1981年
  - ・ 同「イギリス救貧法における親権制奪制度の成立」『神奈川法学』16-2・3合併号、1980年
  - ・ 拙稿「イギリス1908年児童法とH・サミュエル——自由帝国主義と児童政策」『東京大学教育学部紀要』20、1981年
- などがある。

- 49) イギリス学校体罰判例史については、すでに用意があるので、機会を改めて近いうちに別稿としてまとめる。
- 50) 英・米の496もの自伝・日記の分析を通して、ポロックは、「過去の親たちが20世紀の親たちよりも〔子どもに対して〕残酷 (cruel) だったと言うことはもはやできない」(L. A. Pollock, *Forgotten Children: Parent-Child Relations from 1500 to 1900*, 1983, p.201) ことを、19世紀前半を例外とした上で主張した。その主張は主に Lorence Stone 批判を念頭においており、その限りで、「ストーンはまたデインプリンが19世紀初期において厳格 (severe) だったと言っており、その議論についてはここで確かめられた。しかしながら、私の結論は、16・17世紀において厳格な (strict) デインプリンが普通だったという彼の主張を支持しない。」(p.293) というポロックの言明が彼女の主張を要約している。

しかしながら、われわれにとっては、とりあえず「厳格」だったか否かという程度問題は関心の圏外にある(ちなみに、ブラックストーンが強調したのは「穏やかな〔=「厳格」でない〕懲治」だった)。ポロック・ストーン両者が共に「厳格」だったとしている19世紀前半の親の子どもに対する対し方の出現の要因を探るためにも、これまた両者が共に「厳格」ではなかったとしている18世紀のそれを律している枠組みをとり出しておくことが、いまは肝要である。Susan Huntington (1791-1823) は、彼女の日記に、「子どもが強い感情もしくは強情 (obstinacy) を示さなければ、私は鞭打ちの罰を好まない。それは最後の手段であるべきだ。」(Pollock, p.162) と書いた。これをポロックは18世紀後半の事例に入れ、かつ次のように英・米18世紀後半期についての要約の中で言っている。

多くの親たちはそのような方法〔鞭打ち〕を用いる用意があった。しかしそれは、一般的なデインプリンのテクニクとしてではなかった。それは、この罰が是認されると親たちが感じる、嘘つきのような一定の行動を罰するために使われたり、〔子どもに対する〕コントロールを失なうと親たちが感じたときのための最後の手段として宥持された。(p.173)

ポロックは、このような言述を通じて、鞭打ちがひんばんでなかったあるいは厳格でなかったということ的印象づけようとするのであるが、そのことはどうでもよい。まさに上のような親の子どもへの対し方の枠組みが、本稿で明らかにしたロック・ブラックストーンのそれに通じていること、このことをさしあたって強調しておきたい。

〔付記〕本稿は、1984年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)による研究成果の一部である。